

植民地台湾のアヘン問題とその歴史的背景

The opium problem in colonial Taiwan and its historical back ground

崔 学松

文化政策学部 国際文化学科

CUI Xuesong

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

東南アジア史に類例のない頻繁な支配者の交替にもかかわらず、アヘンは一貫して植民地台湾の財政を支える重要な財源であった。オランダによる領有前後に起源をもつ台湾のアヘン問題は、日本の台湾領有当時、台湾人の武力抵抗とともに、内外の注目を引いた最も重要な問題であり、後発植民帝国日本の植民地統治能力の試金石でもあった。アヘン吸煙の禁断を期した漸禁政策の推移には、国際阿片会議の外圧の他に、良心的な台湾知識人の運動が貢献した。

Despite its frequent changes of rule, making it unique in Southeast Asian history, opium was consistently an important source of financial support for colonial Taiwan. Taiwan's opium issue, which originated before and continued after its time as a Dutch territory, was an important issue that attracted domestic and foreign attention along with Taiwanese armed resistance. Taiwan and its opium issue was also a touchstone in terms of Japan's ability to govern it as a colony. In addition to the external pressure of the International Opium Convention, a movement of conscientious Taiwan intellectuals contributed to the transition to the policy of banning the smoking of opium.

はじめに

1624年のオランダによる台湾占領後、日本の台湾放棄まで、実に四度も植民地支配の主が交代した。それは、オランダ・鄭氏政権・清国・日本の4か国である。そして、アヘンは一貫して植民地財政を支える重要な財源であった。オランダの領有前後に起源をもつ台湾のアヘン問題は、日本の台湾領有当時、台湾人の武力抵抗とともに、内外の注目を引いた最も重要な問題であった。また、後発植民帝国日本の植民地統治能力の試金石でもあった。日本政府は、後藤新平の漸禁政策に基づくアヘン専売制度の下で、台湾のアヘン問題を巧妙に処理し、台湾領有50年（1895～1945年）には、長い間台湾人を蝕んできたアヘン吸煙の悪習を日本内地同様、完全に根絶した。

当時は、中国本土と同様に台湾でもアヘンの吸煙が庶民の間で普及しており、大きな社会問題となっていた。また「日本人はアヘンを禁止しようとしている」という危機感が抗日運動の引き金の一つともなっていた。これに対し後藤は、アヘンを性急に禁止する方法をとらなかった。まず、アヘンに高率の税を掛けて購入しにくくさせるとともに、吸煙を免許制として次第に常習者を減らしていく方法を採用した。この方法は成功し、アヘン常習者は徐々に減少した。総督府の統計によると、1900年には16万9000人いたアヘン常習者は1917年には6万2000人、1929年

には2万6000人にまで減少している。

1 アヘンの台湾伝来と蔓延の原因

本来アヘンは医薬用にのみ使用されたが、これを嗜好品として用いたのは、イスラム教徒によってはじめられたと伝えられている¹。アヘンを嗜好品として呑食する悪習は漸次ペルシャやトルコなどに伝わり、大航海時代にはオランダの貿易商品によってオランダの植民地ジャワに伝わった²。ジャワにおいて、中国からの出家人（華僑・華人）がアヘンに煙草を混ぜてキセルで吸食するようにした。これがアヘン吸食（Opium-smoking）のはじまりである。

このアヘン吸食は中国人または漢民族の好みに合い、ジャワから北上し、たちまち中国の南部や台湾に伝わった。アヘンの吸食が台湾に伝わった経路について、二つの説がある。すなわち、中国経由説とジャワからの直接伝來說である。『廈門志』や『台湾府志』などの文献によれば、アヘン吸食の悪習は、中国明朝の万暦年間（1573～1619）に、出家の華僑がジャワから中国福建の漳州、泉州、廈門地方に伝わり、廈門からさらに海を越えて台湾に伝わったものであるとしている³。ジャワから台湾への直接伝來說によると、1624年から62年にいたる約40年間、オランダ人の台湾領有とともに、アヘン吸食の悪習もジャワから台湾に伝わり、台湾から廈門を経て中国大陸に伝

¹ アヘンはケシ(Papaver Somniferum)の未熟な果実を傷つけて分泌する乳液を自然乾固して得た淡褐色のかたまりである。20種類ほどのアルカロイドをメコン酸塩として含む。ほぼ25%のアルカロイドのうち、モルヒネが主で、ナルコチン、コデイン、パバベリン、テバインなどが含まれている。中国語では、阿芙蓉、鴉片、阿片とも称されている。麻薬としての作用は、一般的には中枢神経を下行性に麻痺する。大脳、延髄、脊髄の順に麻痺が進行する。さらに、下方脊髄に始まって反対に上行性に中枢神経を興奮する。本質的には抑制機能の麻痺である。種々のアルカロイドは、各々固有の作用とともに相乗作用も、また粘液の存在のため作用は緩慢であり、下痢止め、痛みやけいれんの抑制薬として用いられる(田沢震五『阿片資料』田沢化学工業研究所、1932年、1～3、42～46、50～53頁、守中清『阿片中毒の話』満洲文化協会、1934年、3～14、15～18頁、三箇功『阿片の話』1924年、等を参照)。

² 馬場虎『阿片東漸史』満洲国禁煙総局、1942年、72頁。

³ 日本語訳は、伊能嘉矩『台湾文化志』中巻、刀江書院、1965年復刻版、305頁を参照。

わったという⁴。ジャワから台湾に伝わる経路に関して、両説いずれが正確であるかは判断しがたいが、その伝来の本源地がジャワであることは、両説とも一致しているところである。さらに、台湾でのアヘン吸食が、福建の一部を除く、中国大陸のあらゆる場所に先立ってはじめられたことについても、意見の一致がみられる。

アヘン吸食の悪習は、台湾において蔓延する一方、中国大陸においても、燎原の火のような勢いで全国に波及した。清朝政府は1729（雍正7）年から、一連の禁令を公布したが、いささかも禁止の成果をあげえなかった⁵。中国大陸でさえこのようなありさまであるから、「化外の地」である台湾にはほとんど死文同様にすぎなかった。1779年から、イギリス東インド会社によるベンガルアヘンの独占販売制度ができ、中国に対するアヘン輸出がいっそう増大した⁶。その結果、イギリスとの間に第一次・第二次阿片戦争が発生し、南京条約や天津条約の締結により、なしくずし的にアヘンの輸入が公認され、中国の税関もイギリス人の管理するところとなったことは、周知のとおりである。アヘン戦争以後、アヘン吸食の禁断を実行するどころではなく、むしろイギリス人に任せていた関税からのアヘン収入で、台湾の財政をまかなうというのが実情であった。

清朝政府が厳しい禁令を重ねて公布したにもかかわらず、アヘン吸食の悪習は止まることを知らず、ますます蔓延するのみであった。1930（昭和5）年1月から同年末の間に行われた、アヘン癖者の矯正治療を目的とする台湾総督府台北抗生院の報告によると、この有害な悪習を蔓延させた原因は、治病、亭楽、煩悶、強制、社交の六項目に機能することができる。日本領有前の台湾におけるアヘン吸食蔓延の原因であるが、とにかくアヘン吸食の恐ろしさを知らずに自家治療に用いるという無知が、アヘン吸食の悪習を蔓延させた最も大きな原因の一つであることが挙げられている。アヘン吸食の弊害は多く論じられているが、ほとんど国家や民族の立場からのものであり、いわば巨視的なものばかりであった。国際連盟極東阿片問題調査委員会の調査報告に依拠して、アヘン吸食の弊害をより微視的な角度から整理してみると、肉体的影響、精神的影響、道徳的影響、経済的影響、社会的影響などアヘン吸食の弊害は決して短期間に表面化するものではなく、慢性中毒のように相当長時間を経なければ現われず、時間が長いほど弊害も深刻となる⁷。

アヘンがいつ頃日本に伝わったか、直接的な文献記録は見当たらないが、一般的には足利義満の頃に天竺から陸奥の津軽地方に伝えられ、さらに摂津に伝わり、伊豆三島郡に伝わったという。当時は「津軽」という名で呼ばれ、専ら薬剤原料として栽培された⁸。アヘン戦争で、領土、人口ともに日本よりもはるかに大きく、かねてから先進国と

仰いできた中国がイギリスに打ち破られたことは、イギリスが戦勝の余威をかりて、日本をも襲うであろうとの風説とともに、日本に大きな衝撃を与えた⁹。

日本の台湾領有に伴って、台湾アヘン問題の処理があらためて問題となった。1857年12月12日、アメリカ合衆国に初代中日総領事ハリスは、老中堀田正睦との会見において、中国のアヘン戦争の例を引用して開国の必要を説き、また中国の一連の敗戦は要するにアヘンを原因として起ったものであり、イギリスは日本に対しても、中国同様にアヘンを持ち込もうとする意図があると警告をした¹⁰。幕府はハリスの傾向を重要視し、その後、外国と締結する通商条約にアヘン持ち込みを禁じたいわばアヘン条項を盛り込んだ。黒船の来航から明治新政府の発足にいたるまで、幕府は外国との交渉、雄藩の国事介入や尊皇攘夷運動への対処など内外ともに多事の時を迎えた。アヘン問題は持ちこみに対する水際作戦に留まり、国内対策には手が付けられないまま大政奉還となった。明治の新政府は、東征大総督の江戸入城の翌月である1868年6月、徳川幕府のアヘン禁制を受け継ぎ、太政官布告を発した¹¹。

日本の台湾領有に先がけ、オランダ、イギリス、フランスおよびポルトガルは、すでに東南アジアの地域にそれぞれの植民地を領有し統治していた。これらの植民地において、アヘン収入は財政上の大きな支柱であった。この点、清朝政府統治下の台湾となんらの相違もなかった。ところで、西ヨーロッパ諸国は、日本の台湾領有より先に東南アジアの各地域に植民地をもち、それぞれのアヘン制度を設けていた。これらの植民地におけるアヘン制度は、後進植民国日本が、台湾のアヘン問題を処理するにあたり、おおいに参考となるのである。

2 台湾のアヘン専売制度の特徴

アヘン専売制度は、後藤新平の独創ではなかった。専売制度は、16世紀以来東南アジアの諸地域において、ヨーロッパの先進帝国主義国が、アヘン収入という財政目的から設けた措置であった。後藤が立案した台湾のアヘン専売制度の特徴は、先進植民国の経験を参考にしていたものの、財政専売のみならず、さらにアヘン吸食者の漸減を目的とする行政専売、および植民地統治の協力者＝「御用紳士」の育成、つまり「治安専売」をも兼ね合わせたところにあった。植民地統治に台湾のアヘン専売制度が果たした役割は、先進帝国主義国のアヘン専売制度よりも重大であった。

⁴ 王育徳『台湾——苦悶するその歴史』弘文堂、1974年、28頁。

⁵ 于思徳『中国禁煙法令変遷史』中華書局、1934年、15～70頁。

⁶ 衛藤藩吉『近代中国政治史研究』東京大学出版会、1968年、92～95頁。

⁷ 国際連盟極東阿片問題調査委員会『極東阿片問題』国際連盟協会、1933年、18～28頁、劉明修『台湾統治と阿片問題』山川出版社、1983年、118～130頁。

⁸ 荒川浅吉『阿片の認識』、1943年、151頁。

⁹ 植田捷雄『東洋外交史』上、東京大学出版会、1969年、106頁。

¹⁰ 外務省『日本外交年表主要文書』上、原書房、1965年、10～16頁。

¹¹ 内閣府報局編『法令全書』第1巻、1974年復刻版、133頁。

(1) 財政・治安・行政の角度からみた台湾のアヘン専売制度

財政・治安・行政の三つの機能を託された台湾のアヘン専売制度は、領有直後の台湾植民地経営において重要な役割を果たした。財政面においては、アヘン収入が一般会計からの補助金を軽減させ、台湾財政の独立を早めた。治安面では、台湾領有直後に編成された「保良局」に代って、アヘン煙膏販売人が御用紳士になった¹²。彼らは、積極的に官憲に協力して、抵抗する台湾人の動向を官憲に通報し、台湾の治安回復に大きな貢献をした。しかし、専売の行政目的は、他の二つの目的、ことに財政目的が優先扱いされたため、著しく阻害された。そこで、漸禁政策の最終目標の実現、すなわちアヘン吸煙禁断の時期は大幅に遅れることとなった。

(2) アヘン専売制度を通じた「御用紳士」の育成

専売制度の実施に際して、アヘン煙膏の仲売人・小売人への営業特許権付与を通じて、従来から総督府に協力的な人々を「身元慥（まこと）なる者」として選び、権利をあたえて統治体制のなかに組み込んだ。台湾全土の仲売人はほぼ60人前後で推移した。警察署または警察文書ごとに1人の割合で、地方では、郡警察課を単位に警察課ごとに1人の仲売人が指定された¹³。彼らは総督府に買収も強制もされないで、反日台湾人の情報を官憲に提供し、台湾人の民族運動に反対する官制運動を起こして、植民地統治に協力した。

3 国際アヘン問題と台湾総督府専売局

1909年2月、上海において開催された「国際阿片調査委員会」は清国におけるアヘン禁止に向けて関係諸国が参加した国際会議として画期的な意義を有するものであった。会議においては、清国のアヘン禁止政策、インド産アヘンを輸出してきたイギリスの政策転換、フィリピンを領有したことによりアヘン問題に直面したアメリカのアヘン対策、台湾のアヘン行政などが主な議題となった¹⁴。

出席した日本にとっては、台湾のアヘン政策がはじめて国際会議の俎上に載せられたという意味において歴史的な会議であった。アヘン対策は日本の台湾統治の成否を問われかねない重要な懸案であり、台湾総督府は漸禁主義を掲げ、専売制度を施行することにより台湾のアヘン行政を推進してきた。その実績は、東南アジアの植民地を支配する欧米諸国においても注目され、日本政府を通じて資料を総督府に請求し、現地を視察する国なども現れた。そして、10か国を超えるいずれもその植民地においてアヘン問題と直面している統治国であった。清国において開催された

この国際会議は、台湾総督府の推進してきたアヘン政策の実情を包括的に知らしめる重要な機会であった。アメリカから呼びかけられた日本政府にとって、アヘンの輸出国ではないと認識していた日本におけるアヘン問題とは台湾の問題であると捉えられていた。そのため、日本政府は内地の厳禁政策とともに、台湾におけるアヘン専売制度についての詳細な報告書を提出した¹⁵。

会議の開催に先立ち、日本側の当事者は、「アヘンは台湾に限られた問題であり、その台湾では漸禁主義を掲げて専売制が施行されて以来、成果を挙げている日本はアヘンの輸出国ではない」という認識をもっていた。そして、会議の意義や日本への影響についての積極的な見通しはほとんど見られなかった。しかし、会議においては、満洲・関東州・韓国における日本の密輸問題が具体的に取りあげられた。また、台湾のアヘン行政についても、吸食量の制限や吸食者の減少と煙膏生産の関係が問われ、未成年者への蔓延防止を課題としていた。総督府も会議終了から間もない、1909年4月27日「阿片吸食特許鑑札改正及引換之件」を決議し、専売制度の厳密な施行を命じた¹⁶。

ハーグ国際阿片会議（1911～1914年）とジュネーブ国際阿片会議（1924年）などの席上においても、日本は中国大陆におけるアヘンや麻薬の密売人として、常に被告席に立たされた。その汚名を挽回するため、日本政府は、しばしば台湾でのアヘン漸禁政策の成果を例に引き、アヘンの利益を貪っていない証拠とした¹⁷。これは問題のすりかえであったが、台湾の漸禁政策の強化には、少なからぬ寄与をした。

1915年度から総督府は粗製モルヒネの生産を開始した。これを医薬用モルヒネ塩酸類の原料として星製薬へ独占的に払い下げた。モルヒネの抽出にあたっては、第一に、インド・アヘンよりも買入価格が安く、モルヒネ含有量が1.5倍以上もあるトルコ・アヘンを原料とした。第二に、常用者の趣向を3等煙膏から1等煙膏へと誘導して、アヘン収入の増加を狙った。第三に、粗製モルヒネの払下げによって、副収入の獲得を狙った。星一（小説家星新一の父）は後藤新平とは親交があり、その関係で星製薬は総督府から粗製モルヒネの独占的払下げを受けることができた。1923年に後藤新平（政友会）と加藤高明（憲政会）とは政敵となったが、1924年、憲政会系の伊沢多喜男が台湾総督に任命されると、伊沢は星製薬への粗製モルヒネ払下げを中止してしまった。1925年には、星製薬が「台湾アヘンの密売買を行い、台湾阿片令に違反した」という濡れ衣を着せて星一を被告とする訴訟が始まった。最終的には、星の無罪確定判決（1926年）となったが、訴訟中に星製薬の経営に対する官憲の妨害工作が行われ、星製薬は倒産してしまっ¹⁸。

¹² 台湾総督府警務局『台湾総督府警察沿革誌』第2篇上巻、1938年、166～169頁。

¹³ 謝春木『台湾人の要求』台湾新民報社、1931年、183頁。

¹⁴ 前掲『阿片の認識』、85頁。

¹⁵ 栗原純「上海における『国際阿片調査委員会』と日本のアヘン政策：台湾総督府のアヘン専売制度を中心として」『特集 近代日本の外交』（28）、慶應義塾福沢研究センター、2011年、3～50頁。

¹⁶ 前掲『上海における『国際阿片調査委員会』と日本のアヘン政策：台湾総督府のアヘン専売制度を中心として』、3～50頁。

¹⁷ 前掲『台湾統治と阿片問題』山川出版社、1983年、122～130頁。

¹⁸ 星新一『人民は弱し官憲は強し』新潮社、1978年、二反長半『戦争と日本阿片史』すばる書房、1977年、63～81頁。

4 後藤新平に対する歴史的評価と台湾人の反応

日本のアヘン政策に対して被統治者であった台湾人は、前後2回、いずれも民族運動の立場から、反対運動を展開した。第1回目の運動は武力抵抗の時期に行われた。アヘン吸煙の禁断への反対を掲げて、日本の統治に抵抗しよう台湾人に結束を呼びかけた。第2回目の運動は政治運動の時期に行われた。総督府が新たにアヘン吸煙特許を交付しようとしたことに対して、国際間の連帯を求めて、激しい反対運動を展開した。アヘン政策をめぐる、前後2回の台湾人の対応は正反対の方向性をもっていた。これは民族的自覚の発達、および日本統治下における近代的教育の成果であった¹⁹。

後藤新平は²⁰、1890年、ドイツに留学し、西洋文明の優れた部分を強く認める一方で同時にコンプレックスを抱くことになった。帰国後、留学中の研究の成果を認められて医学博士号を与えられ、1892年12月には内務省衛生局長に就任した。1898年3月、児玉源太郎が台湾総督となると後藤を抜擢し、自らの補佐役である民政局長（1898年6月20日に民政長官）とした。そこで後藤は、徹底した調査事業を行って現地状況を知悉した上で経済改革とインフラ建設を強引に進めた。こういった手法を後藤は自ら「生物学の原則」に則ったものであると説明している。

台湾における調査事業として臨時台湾旧慣調査会を発足させ、京都帝国大学教授で民法学者の岡松参太郎を招聘し、自らは同会の会長に就任した。また、京都帝大教授で行政法学者の織田萬をリーダーとして、当時まだ研究生であった中国哲学研究者の狩野直喜、中国史家の加藤繁などを加えて、清朝の法制度の研究をさせた。これらの研究の成果が『清国行政法』で、その網羅的な研究内容は近世・近代中国史研究に欠かせない資料となっている。アメリカからは新渡戸稲造を招き、新渡戸は殖産局長心得、臨時台湾糖務局長として台湾でのサトウキビやサツマイモの普及と改良に大きな成果を残している。

当時は中国本土と同様に台湾でもアヘンの吸煙が庶民の間で普及しており、大きな社会問題となっていた。また、「日本人は阿片を禁止しようとしている」という危機感が抗日運動の引き金のひとつともなった。これに対し後藤は、アヘンを性急に禁止する方法をとらなかった。

後藤は、アヘンに高率の税をかけて購入しにくくさせるとともに、吸煙を免許制として次第に常習者を減らしていく方法を採用した。この方法は成功し、アヘン常習者は徐々に減少し、総督府の統計によると、1900年には16万9000人いたアヘン常習者は1917年には6万2000

人、1928年には2万6000人にまで減少している。その後、総督府では1945年にアヘン吸引免許の発行を全面停止し、施策の導入から50年近くをかけて台湾ではアヘンの根絶が達成された²¹。

しかし、後藤のアヘン政策には後藤自身が杉山茂丸らをパートナーとして阿片利権・裏社会との関わりを深めていったという見方も存在する。後藤は、台湾総督府のアヘン専売収入増加を図るために、アヘン吸煙者に売るアヘン煙膏のモルヒネ含有量を極秘裡に減らして、より高いアヘン煙膏を売り付けることを行った。さらに、その秘密を守り通すため、総督府専売局が後藤と癒着した星製菓（創立者の星一が後藤の盟友である杉山茂丸の書生出身）以外の製菓業者による粗製モルヒネの分割払い下げ運動を強硬に拒んだことから、星製菓をめぐる疑獄事件である台湾アヘン事件が発生したことが、明らかにされている²²。

300余年も続いた台湾人のアヘン吸煙の悪習が日本統治時代に禁断されたことは、後藤新平の功績とされている。しかし、これは必ずしも公平な評価ではない。確かに、後藤はアヘン吸煙の禁断を期した漸禁政策の立案者であり、漸禁政策の基礎を築いた。しかし、後藤は自ら設計した政策を執行するにあたって、決してアヘン吸煙者の漸禁に積極的であったわけではなかった。むしろ、財政収入の維持ないし増大により多くの配慮をはらった。

まとめ

東南アジア史に類例のない頻繁な支配者の交替にもかかわらず、アヘンは一貫して植民地台湾の財政を支える重要な財源であった。オランダによる領有前後に起源をもつ台湾のアヘン問題は、日本の台湾領有当時、台湾人の武力抵抗とともに、内外の注目を引いた最も重要な問題であり、後発植民帝国日本の植民地統治能力の試金石でもあった。日本政府は、後藤新平の漸禁政策に基づくアヘン専売制度の下で、台湾のアヘン問題を巧妙に処理し、台湾領有50年後には、長い間台湾人を蝕んできたアヘン吸煙の悪習を日本内地同様、完全に根絶した。

後藤が立案した台湾のアヘン専売制度の特徴は、先進植民地の経験を参考にしていた。しかし、財政専売だけでなく、さらにアヘン吸煙者の漸減を目的とする行政専売、および植民地統治の協力者＝「御用紳士」の育成、つまり「治安専売」をも兼ね合わせたところにあった²³。

アヘン吸煙の禁断を期した漸禁政策の推移には、国際阿片会議の外圧の他に、良心的な台湾知識人の運動（杜聡明医師らの献身的な努力など）が貢献した。

¹⁹ 許世楷『日本統治下の台湾——抵抗と弾圧』東京大学出版会、1972年、161～166頁。

²⁰ 後藤新平(1857年7月24日～1929年4月13日)は、日本の医師・官僚・政治家である。仙台藩水沢城下に、仙台藩一門留守家の家臣・後藤実崇と利恵の長男として生まれた。位階勲等爵位は正二位勲一等伯爵で、台湾総督府民政長官、満鉄初代総裁、逓信大臣、内務大臣、外務大臣、東京市第7代市長、ボーイスカウト日本連盟初代総長、東京放送局(現在は日本放送協会)初代総裁、拓殖大学第3代学長などを歴任した。計画の規模の大きさを「大風呂敷」とあだ名をもっている。植民地経営者で都市計画家であった。台湾総督府民政長官、満鉄総裁を歴任し、日本の大陸進出を支え、鉄道院総裁として国内の鉄道を整備した。関東大震災後に内務大臣兼帝都復興院総裁として東京の帝都復興計画を立案した(鶴見祐輔『後藤新平』全4巻、後藤新平伯伝記編集会、1937-1938年を参照)。

²¹ 杜聡明『杜聡明第八報告』杜聡明博士奨学基金管理委員会、1964年を参照。

²² 前掲『人民は弱し官吏は強し』、前掲『台湾統治と阿片問題』、190頁。

²³ 1928年の改正阿片令の改正の要点は、第一に、輸入国の輸入証明書がある場合は、台湾外に仕向けられた生アヘン・薬用アヘンの台湾領内における積替・通過を認めること、第二に、アヘン煙館を閉鎖すること、第三に、政府がアヘン吸煙者に対する矯正治療を施すことができることである(台湾総督府警務局『台湾ノ阿片制度』、1939年を参照)。

参考文献

- 永野耕造『支那阿片煙廃止論：附 新領臺灣阿片煙廃止論』、1895年
台湾総督府警務局衛生課『臺灣ノ阿片制度』台湾総督府警務局衛生課、
1939年
- 鶴見祐輔『後藤新平』全4巻、後藤新平伯伝記編纂会、1937-1938年
- 許世楷『日本統治下の台湾——抵抗と弾圧』東京大学出版会、1972年
- 星新一『人民は弱し官吏は強し』新潮社、1978年
- 劉明修『台湾統治と阿片問題』山川出版社、1983年
- 鶴見祐輔、一海知義校訂『〈決定版〉正伝 後藤新平』全8巻・別巻1、藤原
書店、2004-2007年
- 浅野豊美『帝国日本の植民地法制—法域統合と帝国秩序』名古屋大学出版会、
2008年
- 栗原純「上海における「国際阿片調査委員会」と日本のアヘン政策——台
湾総督府のアヘン専売制度を中心に」『近代日本研究』第28巻、慶應義
塾福沢研究センター、2011年

